

栗東市住宅用太陽光発電システム等設置補助金

栗東市では、温室効果ガスの排出抑制、再生可能エネルギーの積極的な活用を推進することを目的とし、**太陽光発電システム**や**蓄電池**を個人の既存住宅に設置する方を対象に補助金を交付します。

【注意事項】

栗東市の本補助金は、滋賀県（淡海環境保全財団）が実施する淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助制度（以下「財団補助金」）のうち、**基本対策推進事業に該当する個人用の既存住宅に太陽光発電システムおよび家庭用蓄電池を設置し、令和8年度の財団補助金の交付決定を受けた事業を対象に、上乗せ補助を行います。**

【補助対象設備および補助額】

設備名	補助額
住宅用太陽光発電システム	設置する公称最大出力 1 k W あたり 1 万 5 千円 上限 4 万円
家庭用蓄電池 (太陽光発電システムと接続したもの)	1 件あたり 5 万円

※補助事業の要件は、財団補助金の基本対策推進事業と同一です。

※財団補助金の重点対策加速化事業（再エネ分）、重点対策加速化事業（省エネ分）に該当する部分は、本市の補助金の対象外です。

※上記の設備を令和8年4月1日以降、令和9年1月31日までに設置したものが対象です。

※対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者であること。

【対象となる方】

補助対象設備を設置する建物が栗東市内に所在し、住居として自ら居住している方
市税の滞納がないこと、本補助金交付要綱に定める暴力団員等に該当しない方
令和5年度以降に栗東市住宅用太陽光発電システム等設置補助金において、今年度申請する設備名と同一区分の設備名の補助を受けていない方

【申請方法・提出書類】

対象設備を設置後に、財団補助金について申請手続きを行い財団補助金の交付決定を受けてください。

その後、以下の書類を提出し申請してください。

- ①交付申請書（兼 実績報告書、交付請求書）
- ②財団補助金の交付申請書（基本対策推進事業）の写し
（財団補助金の交付申請時に添付された書類を除く）
- ③財団補助金の交付決定通知書の写し
- ④振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号、名義がわかるもの）

【お問合せ・提出先】

栗東市 環境経済部 環境政策課

栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL：077-551-0336 9時00分～16時45分（土・日・祝日除く）

チラシは補助制度の概要を示したものとなります。詳細は要綱等をご確認ください。



市ホームページはこちら